

(令和2年11月6日実施 社会福祉法人光昇会)

指導監査結果及び是正改善状況

| 文書指摘事項 | 是正改善状況 |
|---|---|
| <p>(1) 理事長及び業務執行理事は、理事会において、定款の定めにあるように、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務執行に関する報告を行わなければならない。</p> | <p>これまで以上に、理事長及び業務執行理事より、理事会において、業務職務執行に関する報告を行うよう努力し、徹底する。</p> |